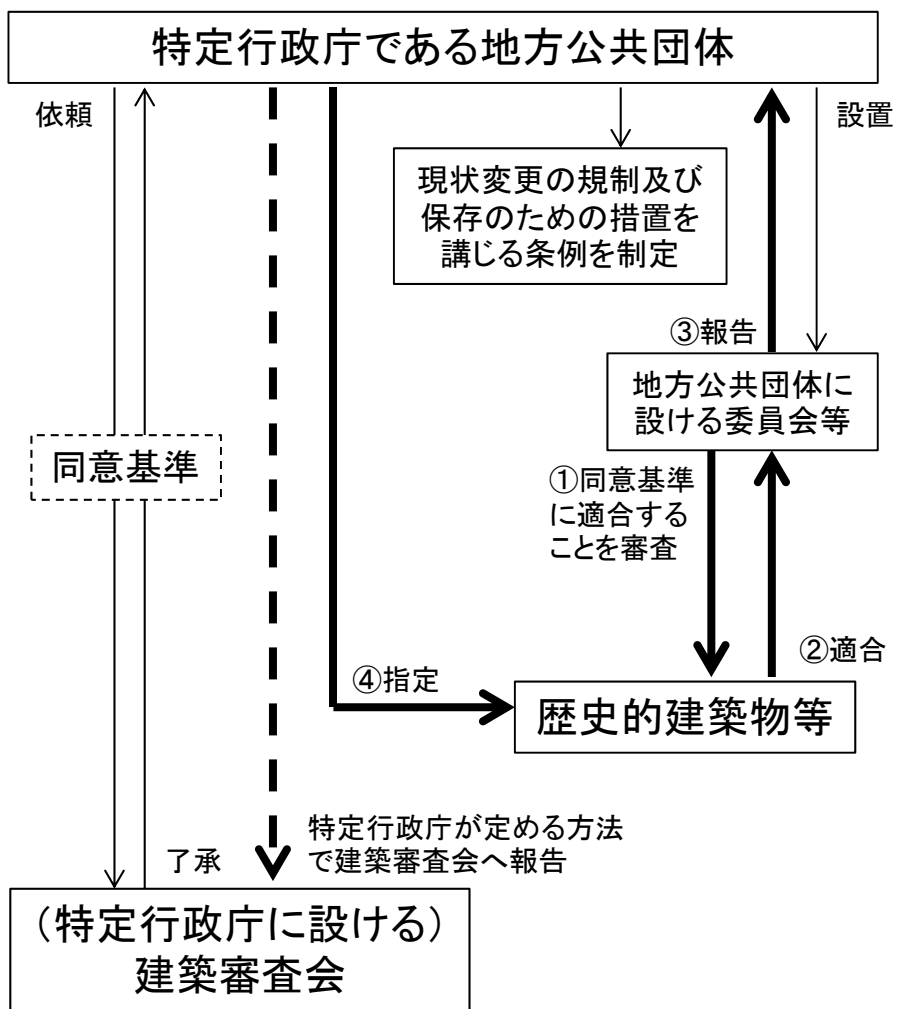


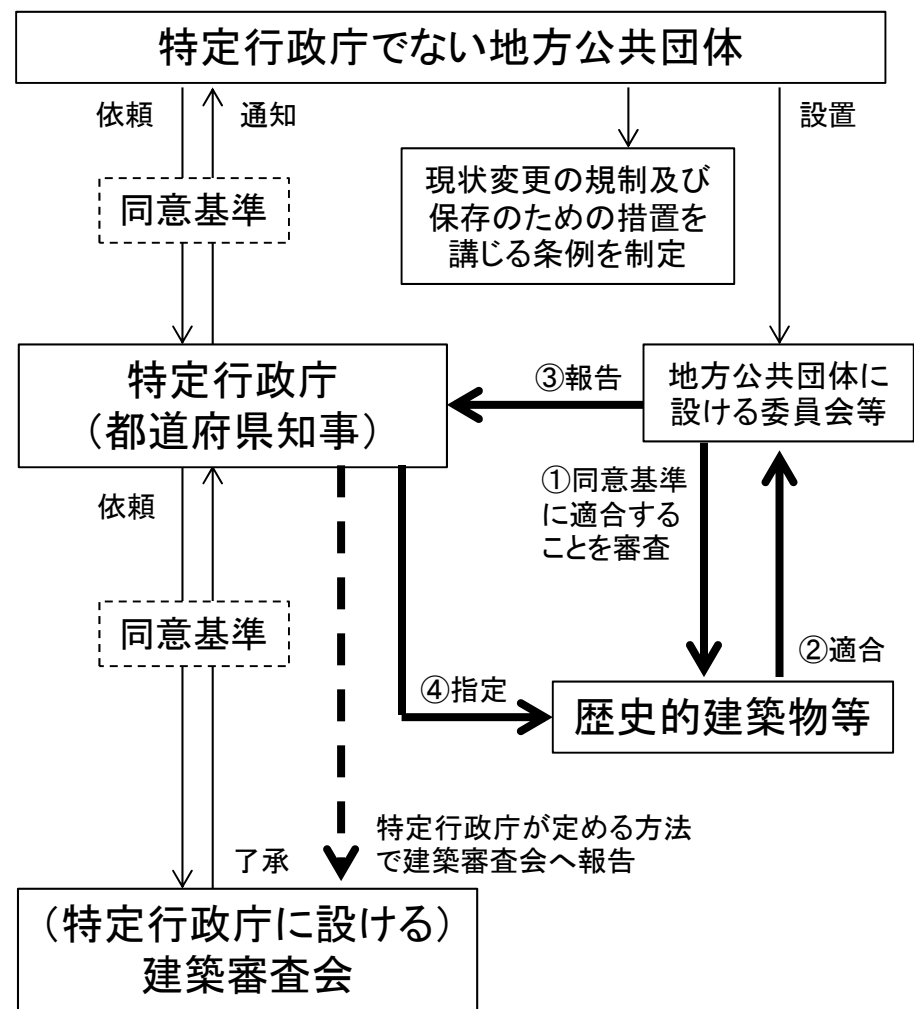
→ 細線は、同意基準作成の流れ

→ 太線は、個別の歴史的建築物等の建築基準法適用除外の流れ

【条例を定める地方公共団体が特定行政庁である場合】



【条例を定める地方公共団体が特定行政庁でない場合】



【同意基準の例】

- i) 条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置が講じられていること。
- ii) 建築物の構法、利用形態、維持管理条件、周辺環境等に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること。
- iii) 防火上支障がないよう、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に配慮されていること。
- iv) 在館者の避難安全性の確保に配慮されていること。